

農林漁業者・食品関連事業者の皆さんも対象です！

家賃支援給付金のお知らせ

対象となる方

- ① **税務申告をした農林漁業者・食品関連事業者も対象**となります。
昨年の上高や所得に関する要件はありません。
※ただし、昨年の上高について税務申告をしていることが必要です。
- ② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等**により、上高が減少した方が対象となります。
2020年5～12月の上高が、
 - ・いずれかの月について前年同月比**50%以上減少**
 - ・連続する**3ヶ月**について前年の同じ期間に比べて**30%以上減少**のいずれかになっていれば**対象**になります。

対象となる賃料（リース料）

土地と建物の賃料（リース料）が対象となります。
農地・林地の賃料、卸売市場の施設使用料等も対象になります。
※支給には要件がありますので、詳細は下記コールセンターまで。

申請期間・方法

- ✓ **令和2年7月14日から令和3年1月15日まで**
※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日24時まで
- ✓ 申請は、家賃支援給付金ホームページをアクセス！



家賃支援給付金

検索

まずはこちらに相談！

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
受付時間 8:30 ~ 19:00
(8月31日まで：全日対応、9月1日以降：平日・日曜日対応)



「家賃支援給付金」を装った詐欺にご注意下さい